

昭和四十年政令第二号

毒物及び劇物指定令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号、別表第三第十号及び第二十三号の二の規定に基づき、毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第一百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（毒物）

第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」といふ。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

- 一 アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム〇・一％以下を含有するものを除く。
一の一 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
一の二 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
一の三 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八％以下を含有するものを除く。
一の四 アリルアルコール及びこれを含有する製剤
一の五 アルカノールアンモニウム二・四ジニトロロ一（ニ一メチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム二・四ジニトロロ一（ニ一メチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。
一の六 五一イソシアナト一（イソシアナトメチル）一・三・三トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
一の七 O一エチルO一（ニ一イソプロポキシカルボニルフェニル）一ニ一イソプロポキシホスホルアミド（別名ソフエンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O一エチルO一（ニ一イソプロポキシカルボニルフェニル）一ニ一イソプロポキシホスホルアミド五％以下を含有するものを除く。
一の八 O一エチルO一（ニ一ジプロピル）ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O一エチルO一（ニ一ジプロピル）ホスホロジチオアート五％以下を含有するものを除く。
二 エチルパラニトロフェニルチオペンゼンホスホネイト（別名EPN）を含有する製剤。

剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオペンゼンホスホネイト一・五％以下を含有するものを除く。
二の二 N一エチルメチル（ニ一クロル）四一メチルメルカプトフェニル）一チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤
二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
二の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤
三 黄燐を含有する製剤
四 オクタクロルテトラヒドロメタノフタロンを含有する製剤
五 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラードン）を含有する製剤
五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
六 クラレーを含有する製剤
六の二 クロトナルデヒド及びこれを含有する製剤
六の三 クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤
六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
六の五 一クロロ二・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
六の七 ニクロロピリジン及びこれを含有する製剤
六の八 三クロロ一・二プロパンジオール及びこれを含有する製剤
六の九（クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
六の十 五塩化燐及びこれを含有する製剤
六の十一 三塩化砒素及びこれを含有する製剤
六の十二 三塩化燐及びこれを含有する製剤
六の十三 酸化コバルト（II）及びこれを含有する製剤
六の十四 三酸化砒素及びこれを含有する製剤
六の十五 三酸化燐及びこれを含有する製剤
六の十六 ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
七 四アルキル鉛を含有する製剤
八 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 紺青及びこれを含有する製剤

ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤
ハ フエロシアン塩及びこれを含有する製剤
九 ジエチルS一（エチルチオエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルS一（エチルチオエチル）一ジチオホスフェイト五％以下を含有するものを除く。
九の二 ジエチルS一（ニ一クロル）一フタルイミドエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
九の三 ジエチル（一・三）ジチオシクロペンチリデン）一チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル（一・三）ジチオシクロペンチリデン）一チオホスホルアミド五％以下を含有するものを除く。
九の四 ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）を含有する製剤
十の二 ジエチル（四一メチル）スルフィニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル（四一メチル）スルフィニルフェニルチオホスフェイト三％以下を含有するものを除く。
十の三 一・三ジクロロプロパン（ニ一）オール及びこれを含有する製剤
十の四（ジクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
十の五 二・三ジシアノ一・四ジチアアソントラキノ（別名ジチアアソ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三ジシアノ一・四ジチアアソントラキノ五〇％以下を含有するものを除く。
十一 ジニトロクレンゾールを含有する製剤
十二 ジニトロクレンゾール塩類及びこれを含有する製剤
十二の二 ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤
十三 二・四ジニトロ一（一）メチルプロピル）一フェノールを含有する製剤。ただし、二・四ジニトロ一（一）メチルプロピル）一フェノール二％以下を含有するものを除く。
十三の二 ニ一ジフェニルアセチル一・三インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、ニ一ジフェニルアセチル一・三イン

ンダンジオン〇・〇五％以下を含有するものを除く。
十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤
十三の四 四酸化硫黄及びこれを含有する製剤
十三の五 ジボラン及びこれを含有する製剤
十三の六 ジメチル（イソプロピル）チオエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル（イソプロピル）チオエチル）一ジチオホスフェイト四％以下を含有するものを除く。
十四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメト）を含有する製剤
十五 ジメチル（ジエチルアミド）一クロルクロトニル）一ホスフェイトを含有する製剤
十五の二 一・一、一ジメチル（四・四、一）ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤
十六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）を含有する製剤
十六の二 一・一ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
十六の三 二・二ジメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤
十六の四 二・二ジメチル（一・三）ベンゾジオキソール（四一）ニ一メチルカルバマート（別名ベンダイオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二ジメチル（一・三）ベンゾジオキソール（四一）ニ一メチルカルバマート五％以下を含有するものを除く。
十七 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
ニ 「（ニ一）カルボキシラトフェニル」チオ（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサール）〇・一％以下を含有する製剤
ホ 酸化水銀五％以下を含有する製剤
ヘ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤
ト 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤

- 一の四 アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸一〇%以下を含有するものを除く。
- 一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤
- 一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤
- 二 亜硝酸塩類
- 二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤
- 二の三 亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤
- 三 アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤
- 三の二 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。
- 四 アニン塩類
- 四の二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤
- 四の三 ニーアミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーアミノエタノール二〇%以下を含有するものを除く。
- 四の四 N—(ニーアミノエチル) —ニーアミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N—(ニーアミノエチル) —ニーアミノエタノール一〇%以下を含有するものを除く。
- 四の五 N—(ニーアミノエチル) エタン一・二—ジアミン及びこれを含有する製剤
- 四の六 L—(ニーアミノ—四—(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィン) —ブチリル—L—アラニル—L—アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。
- 四の七 ーアミノプロパン—二—オール及びこれを含有する製剤。ただし、ーアミノプロパン—二—オール四%以下を含有するものを除く。
- 四の八 ーアミノプロパン—一—オール及びこれを含有する製剤。ただし、ーアミノプロパン—一—オール一%以下を含有するものを除く。

- 四の九 ーアミノメチル—三・五—五—トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤。ただし、ーアミノメチル—三・五—五—トリメチルシクロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。
- 四の十 三—(アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三—(アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。
- 五 N—アルキルアニリン及びその塩類
- 六 N—アルキルトルイジン及びその塩類
- 七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 四—アセトキシフェニルジメチルスルホニウムヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤
- ロ アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
- ハ 酸化アンチモン(Ⅲ)を含有する製剤
- ニ 酸化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤
- ホ 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤
- ヘ トリス(ジペンチルジチオカルバマート—S—S—)アンチモン五%以下を含有する製剤
- ト 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤
- ハ アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。
- ハの二 ニーイソプロピルエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルエタノール一五%以下を含有するものを除く。
- 九 ニーイソプロピルオキシフェニル—N—メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルオキシフェニル—N—メチルカルバマート一%以下を含有するものを除く。
- 九の二 ニーイソプロピルフェニル—N—メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルフェニル—N—メチルカルバマート一・五%以下を含有するものを除く。
- 十 ニーイソプロピル—四—メチルピリミジン—六—ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、ニーイ

- ソプロピル—四—メチルピリミジン—六—ジエチルチオホスフェイト五%(マイクログラセル製剤にあつては、三〇%)以下を含有するものを除く。
- 十の二 一水素二酸化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、一水素二酸化アンモニウム四%以下を含有するものを除く。
- 十の三 ー、ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ ー、ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンとして三・五%以下を含有する製剤(ロに該当するものを除く。)
- ロ ー、ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤
- 十一 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤
- 十一の二 エタン—一・二—ジアミン及びこれを含有する製剤
- 十一の三 〇—エチル—〇—(ニーイソプロピル)キシルカルボニルフェニル—N—イソプロピルチオホルアミド(別名イソフエンホス)五%以下を含有する製剤
- 十一の四 N—エチル—〇—(ニーイソプロピル)キシルカルボニル—メチルピニル—〇—メチルチオホルアミド(別名プロペタンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、N—エチル—〇—(ニーイソプロピル)キシルカルボニル—メチルピニル—〇—メチルチオホルアミド一%以下を含有するものを除く。
- 十二 エチル—N—(ジエチルジチオホスホリアルセチル) —N—メチルカルバマートを含有する製剤
- 十二の二 エチル—二—ジエトキシチオホスホリアルセチル—五—メチルピラゾロ(一・五—a)ピリミジン—六—カルボキシラート(別名ピラゾホス)及びこれを含有する製剤
- 十三 エチル—二—ジクロロフェニルチオホペンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチル—二—ジクロロフェニルチオホペンゼンホスホネイト三%以下を含有するものを除く。
- 十三の二 エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチル

- ジフェニルジチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
- 十三の三 〇—エチル—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)五%以下を含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 十三の四 二—エチル—三・七—ジメチル—六—[四—(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]—四—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤
- 十三の五 二—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバマート(別名エチオフェニカル)及びこれを含有する製剤。ただし、二—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバマート二%以下を含有するものを除く。
- 十四 エチルパラニトロフェニルチオホペンゼンホスホネイト(別名EPN)一・五%以下を含有する製剤
- 十四の二 〇—エチル—S—プロピル—[二—E)—二—(シアノイミノ)—三—エチルイミダゾリジン—一—イル]ホスホノチオアート(別名イミシアホス)及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—プロピル—[二—E)—二—(シアノイミノ)—三—エチルイミダゾリジン—一—イル]ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。
- 十四の三 エチル—(Z)—一—N—ベンジデン—N—(メチル)—一—メチルチオエチル—オ—アミノ—プロピオナート及びこれを含有する製剤
- 十四の四 〇—エチル—〇—四—メチルチオフェニル—S—プロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—〇—四—メチルチオフェニル—S—プロピルジチオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。
- 十四の五 〇—エチル—S—一—メチルプロピル—(二—オキソ—三—チアゾリジン)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼイト)及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—一—メチルプロピル—(二—オキソ—三—チアゾリジン)ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。

十四の六 四―エチルメルカプトフェニールN―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

十四の七 エチレンオキシド及びこれを含有する製剤

十五 エチレンクロロヒドリンを含有する製剤

十五の二 エピクロロヒドリン及びこれを含有する製剤

十五の三 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして二%以下を含有するものを除く。

十六 塩化水素を含有する製剤。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。

十六の二 塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇%以下を含有するものを除く。

十七 塩化第一水銀を含有する製剤

十七の二 塩化チオニル及びこれを含有する製剤

十七の三 塩素

十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

十八の二 (一R・二S・三R・四S)―七―オキサビシクロ〔二・二・二〕ヘプタン―二・三―ジカルボン酸(別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・二S・三R・四S)―七―オキサビシクロ〔二・二・二〕ヘプタン―二・三―ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 オキシラン―二―イルメチルメタクリレート及びこれを含有する製剤

十八の五 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―インデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン及びこれらの類縁化合物の混

合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含有するものを除く。

十九 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素六%以下を含有するものを除く。

二十 過酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、過酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

二十一 過酸化尿素を含有する製剤。ただし、過酸化尿素一七%以下を含有するものを除く。

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。

二十二の二 (二―カルボキシラトフェニル)チオ(エチル)水銀ナトリウム(別名チメロサル)〇・一%以下を含有する製剤

二十二の三 硝酸及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸九〇%以下を含有するものを除く。

二十二の四 キシレン

二十二の五 キノリン及びこれを含有する製剤

二十三 無機金塩類。ただし、雷金を除く。

二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。

二十四の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六%以下を含有するものを除く。

二十五 クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール五%以下を含有するものを除く。

二十六 クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。

二十六の二 二―クロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤

二十六の三 N―(三―クロル―四―クロルジフルオロメチルチオフェニル)―N、N、N、N―ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N―(三―クロル―四―クロルジフルオロメチルチオフェニル)―N、N、N、N―ジメチルウレア二%以下を含有するものを除く。

二十六の四 二―クロル―(二・四―ジクロルフェニル)ビニルエチルメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

二十六の五 二―クロル―(二・四―ジクロルフェニル)ビニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

二十六の六 一―クロル―二―ジブロムエタン及びこれを含有する製剤

二十六の七 二―クロル―四・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

二十七 クロルピクリン含有する製剤

二十八 クロルメチル含有する製剤。ただし、容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。

二十八の二 クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤

二十八の三 二―クロロアニリン及びこれを含有する製剤

二十八の四 四―クロロ―三―エチル―一―メチル―N―(四―パラトリルオキシ)ベンジル)ピラゾール―五―カルボキサミド及びこれを含有する製剤

二十八の五 五―クロル―N―(二―「四―(二―エトキシエチル)―二・三―ジメチルフェノキシ)エチル)―六―エチルピリミジン―四―アミン)及びこれを含有する製剤。ただし、五―クロル―N―(二―「四―(二―エトキシエチル)―二・三―ジメチルフェノキシ)エチル)―六―エチルピリミジン―四―アミン)四%以下を含有するものを除く。

二十八の六 クロロギ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤

二十八の七 クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

二十八の九 一―クロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十 二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十一 トランス―N―(六―クロル―三―ピリジルメチル)―N、N―シアノ―N―メチルアセトアミン(別名アセタミプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、トランス―N―(六―クロル―三―ピリジルメチル)―N、N―シアノ―N―メチルアセトアミン二%以下を含有するものを除く。

二十八の十二 一―(六―クロル―三―ピリジルメチル)―N―ニトロイミダゾリジン―二―イルデンアミン(別名イミダゾリジン)及びこれを含有する製剤。ただし、一―(六―クロル―三―ピリジルメチル)―N―ニトロイミダゾリジン―二―イルデンアミン製剤にあつては、二%以下を含有するものを除く。

二十八の十三 三―(六―クロルピリジン―三―イルメチル)―一・三―チアゾリジン―二―イルデンシアナミド(別名チアクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、三―(六―クロルピリジン―三―イルメチル)―一・三―チアゾリジン―二―イルデンシアナミド三%以下を含有するものを除く。

二十八の十四 (RS)―(O)―(四―クロルフェニル)ピラゾール―四―イル―O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオアール(別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、(RS)―(O)―(四―クロルフェニル)ピラゾール―四―イル―O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオアール)六%以下を含有するものを除く。

二十八の十五 四―クロロ―二―フルオロ―五―イル(RS)―(二・二・二―トリフルオロエチル)スルフィニル)フェニル―五―(トリフルオロメチル)チオ)ペンチル―エーテル(別名フルペンチオフェノツクス)及びこれを含有する製剤

二十八の十六 クロロブレン及びこれを含有する製剤

二十九 砒、砒化合物を含有する製剤

三十 砒、砒化合物を含有する製剤

三十の二 五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)及びこれを含有する製剤。ただし、五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化し

(127) アミノオキシスルホニル」フェニル及びこれを含有する製剤
 ノナー二・六―ジエンニトリル及びこれを含有する製剤
 (128) パラジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
 (129) バルミトニトリル及びこれを含有する製剤
 (130) 一・二―ビス(N―シアノメチル―N・N―ジメチルアンモニウム)エタンジクロリド及びこれを含有する製剤
 (131) 二―ヒドロキシ―五―ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
 (132) 四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (133) 三―ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
 (134) (二乙)―二―フェニル―二―ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
 (135) ブチルⅡ(R)―二―[四―(四―シアノ―二―フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)及びこれを含有する製剤
 (136) トランス―四―(五―ブチル―一・三―ジオキサニ―二―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (137) 四―[トランス―四―[二―(トランス―四―ブチルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (138) 四―(トランス―四―(トランス―四―ブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (139) 四―ブチル―二・六―ジフルオロ安息香酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
 (140) (E)―二―(四―ターシャリーブチルフェニル)―二―シアノ―一―(一・三・四―トリメチルピラゾール―五―イル)ピニル―二―ジメチルプロピオナート(別名シエノピラフェン)及びこれを含有する製剤

(141) トランス―四―ブチル―トランス―四―ヘブチル―トランス―一・一、一―ビシクロヘキサニ―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
 (142) 四、一―(トランス―四―(三―ブテニル)シクロヘキシル)―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
 (143) シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (144) 二―フルオロ―四―(トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (145) (Z)―二―[二―フルオロ―五―(トリフルオロメチル)フェニルチオ]―二―[三―(二―メトキシフェニル)―一・三―チアゾリジン―二―イリデン]アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤
 (146) 二―フルオロ―四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (147) 二―フルオロ―四―[トランス―四―(E)―(プロパー―一―エン―一―イル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (148) 二―フルオロ―四―(トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (149) 二―フルオロ―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (150) 二―フルオロ―三―四―プロピル[一・二―二・二・四・三―テルフェニル]―一―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
 (151) 三、一フルオロ―四、一プロピル―四―パラテルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
 (152) 二―フルオロ―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(153) 二―フルオロ―四―(トランス―四―(三―メトキシプロピル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (154) トランス―四―(五―プロピル―一・三―ジオキサニ―二―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (155) 四―[トランス―四―[二―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (156) 四―(トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (157) 二―[二―(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフェン―三(二H)―イリデン]―二―[二―メチルフェニル]アセトニトリル及びこれを含有する製剤
 (158) 四―(二―(トランス―四、一プロピル―トランス―一・一、一―ビシクロヘキサニ―四―イル)エチル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (159) 四―(トランス―四―(一―プロペニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (160) 三―プロモ―一―(三―クロロピリジン―二―イル)―N―[四―シアノ―二―メチル―六―(メチルカルバモイル)フェニル]―一―H―ピラゾール―五―カルボキサミド(別名シアントラニラプロール)及びこれを含有する製剤
 (161) 四―プロモ―二―(四―クロロフェニル)―一―エトキシメチル―五―トリフルオロメチルピロール―三―カルボニトリル(別名クロルフェナピル)○・六%以下を含有する製剤
 (162) 二―プロモ―二―(プロモメチル)グルタロニトリル及びこれを含有する製剤
 (163) 三―(シス―三―ヘキセニロキシ)プロピニトリル及びこれを含有する製剤
 (164) 四―[五―(トランス―四―ヘブチルシクロヘキシル)―二―ピリミジニル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(165) ペンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
 (166) トランス―四―(五―ペンチル―一・三―ジオキサニ―二―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (167) 四―(トランス―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (168) 四―[五―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)―二―ピリミジニル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (169) 四―ペンチル―二・六―ジフルオロ安息香酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
 (170) 四―(E)―三―ペンテニル]安息香酸四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
 (171) 四、一―(トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル)―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
 (172) 四―(トランス―四―(一―ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (173) 四―(トランス―四―(三―ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (174) 四―(トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (175) ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
 (176) メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
 (177) 四、一メチル―二―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
 (178) メチルⅡ(E)―二―[二―(六―(二―シアノフェノキシ)ピリミジン―四―イロキシ)フェニル]―三―メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤

四十七の四 ジプロピル四メチルチオフェ
ニルホスフエイト及びこれを含有する製剤
四十八 一・二―ジプロムエタン(別名ED
B)を含有する製剤。ただし、一・二―ジプ
ロムエタン五〇%以下を含有するものを除
く。

四十九 ジプロムクロロプロパン(別名DBC
P)を含有する製剤
五十 三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―
四、―ニトロアゾベンゼンを含有する製剤。
ただし、三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ
―四、―ニトロアゾベンゼン三%以下を含有
するものを除く。

五十の二 二・三―ジプロモプロパン―一―オ
ール及びこれを含有する製剤
五十の三 二―(ジメチルアミノ)エタノール
及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジ
メチルアミノ)エタノール三・一%以下を含
有するものを除く。

五十の四 二―(ジメチルアミノ)エチルメ
タクリレート及びこれを含有する製剤。た
だし、二―(ジメチルアミノ)エチルメタク
リレート六・四%以下を含有するものを除
く。

五十の五 二―ジメチルアミノ―五・六―ジメ
チルピリミジル―四―N・N―ジメチルカル
バマート及びこれを含有する製剤
五十の六 五―ジメチルアミノ―二・三―
トリチアン、その塩類及びこれらのいずれか
を含有する製剤。ただし、五―ジメチルアミ
ノ―一・二・三―トリチアンとして三%以下
を含有するものを除く。

五十の七 ジメチルアミン及びこれを含有する
製剤。ただし、ジメチルアミン五〇%以下を
含有するものを除く。
五十の八 ジメチル―(イソプロピルチオエチ
ル)―ジチオホスフエイト四%以下を含有す
る製剤

五十一 ジメチルエチルスルフィニルイソプロ
ピルチオホスフエイトを含有する製剤
五十二 ジメチルエチルメルカプトエチルジチ
オホスフエイト(別名チオメトン)を含有す
る製剤

五十三 ジメチル―二―ジクロロピニルホ
スフエイト(別名DDVP)を含有する製剤
五十四 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢
酸エチルを含有する製剤。ただし、ジメチル

ジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以
下を含有するものを除く。
五十四の二 三―ジメチルジチオホスホリル
S―メチル―五―メトキシ―一・三・四―チ
アゾプリン―二―オン及びこれを含有する
製剤
五十四の三 二・二―ジメチル―二・三―ジヒ
ドロ―ベンゾフラン―七―エチル―N―
(N―二―エトキシカルボニル)―N―
イソプロピルスルフェナイル)―N―
メチルカルバマート(別名ベンゾフラカルブ)
及びこれを含有する製剤。ただし、二・二―
ジメチル―二・三―ジヒドロ―ベンゾフ
ラン―七―エチル―N―(N―二―エトキシ
カルボニルエチル)―N―イソプロピルスル
フェナイル)―N―メチルカルバマート
六%以下を含有するものを除く。
五十五 ジメチルジプロムジクロルエチルホス
フエイトを含有する製剤
五十五の二 ジメチルS―バラクロルフエニ
ルチオホスフエイト(別名DMCP)及びこ
れを含有する製剤
五十五の三 三・四―ジメチルフェニル―N―
メチルカルバマート及びこれを含有する製剤
五十五の四 三・五―ジメチルフェニル―N―
メチルカルバマート及びこれを含有する製
剤。ただし、三・五―ジメチルフェニル―N―
メチルカルバマート三%以下を含有するも
のを除く。
五十六 ジメチルフタリルイミドメチルジチオ
ホスフエイトを含有する製剤
五十六の二 N・N―ジメチルプロパン―一・
三―ジメチル―二・二―ジメチル―一・三―ベン
ゾジオキソール―四―イール―N―メチルカル
バマート(別名ベンダイオカルブ)五%以下
を含有する製剤
五十七 ジメチルメチルカルバミルエチルチオ
エチルチオホスフエイトを含有する製剤
五十八 ジメチル―(N―メチルカルバミルメ
チル)―ジチオホスフエイト(別名ジメトエ
イト)を含有する製剤
五十八の二 ジメチル―(二―(一―メチル
ベンジルオキシカルボニル)―一―メチルエ
チレン)―ホスフエイト及びこれを含有する
製剤
五十八の三 O・O―ジメチル―O―(三―メ
チル―四―メチルスルフィニルフェニル)―
チオホスフエイト及びこれを含有する製剤

五十九 ジメチル―四―メチルメルカプト―三
―メチルフェニルチオホスフエイトを含有す
る製剤。ただし、ジメチル―四―メチルメル
カプト―三―メチルフェニルチオホスフエ
イト二%以下を含有するものを除く。
五十九の二 三―(ジメトキシホスフイニルオ
キシ)―N―メチル―シス―クロトナミド及
びこれを含有する製剤
六十 重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤
六十一 砒酸を含有する製剤。ただし、砒
酸一〇%以下を含有するものを除く。
六十二 砒酸塩類及びこれを含有する製剤。
ただし、砒酸として一〇%以下を含有する
ものを除く。
六十三 硝酸を含有する製剤。ただし、硝酸一
〇%以下を含有するものを除く。
六十四 硝酸タリウムを含有する製剤。た
だし、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒
色に着色され、かつ、トウガラシエキスを
用いて著しくからく着味されているものを除
く。
六十五 水酸化カリウムを含有する製剤。た
だし、水酸化カリウム五%以下を含有するも
のを除く。
六十六 水酸化トリアリール錫、その塩類及び
これらの無水物並びにこれらのいずれかを含
有する製剤。ただし、水酸化トリアリール
錫、その塩類又はこれらの無水物二%以下を
含有するものを除く。
六十七 水酸化トリアルキル錫、その塩類及び
これらの無水物並びにこれらのいずれかを含
有する製剤。ただし、水酸化トリアルキル
錫、その塩類又はこれらの無水物二%以下を
含有するものを除く。
六十八 水酸化ナトリウムを含有する製剤。た
だし、水酸化ナトリウム五%以下を含有する
ものを除く。
六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有す
る製剤
六十八の三 水酸化リチウム―水和物及びこ
れを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム―
水和物〇・五%以下を含有するものを除く。
六十九 無機錳塩類
六十九の二 スチレン及びジビニルベンゼンの
共重合物のスルホン化合物の七―プロモ―六―
クロロ―三―(二R・三S)―三―
ヒドロキシ―二―ビペリジル)―二―オキソ

プロピル)―四(三H)―キナゾリノンと七
―プロモ―六―クロロ―三―(三―(二
S・三R)―三―ヒドロキシ―二―ビペリ
ル)―二―オキソプロピル)―四(三H)―
キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの
混合塩(七―プロモ―六―クロロ―三―(三
―(二R・三S)―三―ヒドロキシ―二―
ビペリジル)―二―オキソプロピル)―四
(三H)―キナゾリノンと七―プロモ―六―
クロロ―三―(三―(二S・三R)―三―
ヒドロキシ―二―ビペリジル)―二―オキソ
プロピル)―四(三H)―キナゾリノンとの
ラセミ体として七・二%以下を含有するもの
に限る。以下この号において同じ。)及びこ
れを含有する製剤。ただし、スチレン及びジ
ビニルベンゼンの共重合物のスルホン化合物の
七―プロモ―六―クロロ―三―(三―(二
R・三S)―三―ヒドロキシ―二―ビペリ
ル)―二―オキソプロピル)―四(三H)―
キナゾリノンと七―プロモ―六―クロロ―三
―(三―(二S・三R)―三―ヒドロキシ
―二―ビペリジル)―二―オキソプロピル)
―四(三H)―キナゾリノンとのラセミ体と
カルシウムとの混合塩一%以下を含有するも
のを除く。
六十九の三 センデユラマイシン、その塩類及
びこれらのいずれか含有する製剤。た
だし、センデユラマイシンとして〇・五%以下
を含有するものを除く。
六十九の四 二―チオ―三・五―ジメチルテ
ラヒドロ―一・三・五―チアジン及びこ
れを含有する製剤
七十 チオセミカルバジドを含有する製剤。た
だし、チオセミカルバジド〇・三%以下を
含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシ
エキスをを用いて著しくからく着味されてい
るものを除く。
七十一 テトラエチルメチレンビスジチオホス
フエイトを含有する製剤
七十一の二 テトラクロロニトロエタン及びこ
れを含有する製剤
七十一の三 (S)―二・三・五・六―テトラ
ヒドロ―六―フェニルイミダゾ(二・一―
b)チアゾール、その塩類及びこれらのい
ずれかを含有する製剤。ただし、(S)―二・
三・五・六―テトラヒドロ―六―フェニルイ

七十一の三 (S)―二・三・五・六―テトラ
ヒドロ―六―フェニルイミダゾ(二・一―
b)チアゾール、その塩類及びこれらのい
ずれかを含有する製剤。ただし、(S)―二・
三・五・六―テトラヒドロ―六―フェニルイ

七十一の三 (S)―二・三・五・六―テトラ
ヒドロ―六―フェニルイミダゾ(二・一―
b)チアゾール、その塩類及びこれらのい
ずれかを含有する製剤。ただし、(S)―二・
三・五・六―テトラヒドロ―六―フェニルイ

ミダゾ〔二・一―b〕チアゾールとして六・八％以下を含有するものを除く。
 七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―Ⅲ―(二―クロロⅢ・三・三―トリフルオロ―プロペニル)―Ⅱ・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 一・五％以下を含有する製剤
 七十一の五 三・七・九・一―三―テトラメチル―Ⅰ・五―一―ジオキサ―Ⅱ・八―一―四―トリチア―Ⅳ・七・九・一―二―テトラアザペンタデカ―Ⅲ・一―二―ジエン―Ⅵ・一―〇―ジオン(別名チオジカルブ)及びこれを含有する製剤
 七十一の六 二・四・六・八―テトラメチル―Ⅰ・三・五・七―テトラオキソカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤 ただし、二・四・六・八―テトラメチル―Ⅰ・三・五・七―テトラオキソカン一〇％以下を含有するものを除く。
 七十二 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。
 七十二の二 一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート(別名ドジン) 六五％以下を含有する製剤
 七十二の三 三・六・九―トリアザウンデカン―Ⅰ・一―ジアミン及びこれを含有する製剤
 七十三 トリエタノールアンモニウム―Ⅱ・四―ジニトロ―Ⅵ―(一―メチルプロピル)―フェノラートを含有する製剤
 七十三の二 トリクロロニトロエチレン及びこれを含有する製剤
 七十四 トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを含有する製剤。ただし、トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト一〇％以下を含有するものを除く。
 七十四の二 二・四・五―トリクロルフエノキシ酢酸、そのエステル類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有する製剤
 七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤
 七十四の五 一・二・三―トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤
 七十四の六 トリブチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

七十四の七 トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、トリフルオロメタンスルホン酸一〇％以下を含有するものを除く。
 七十五 トルイジン塩類
 七十六 トルイレンジアミン及びその塩類
 七十六の二 トルエン
 七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
 四酸化三鉛
 ⅲ ヒドロオキシ炭酸鉛
 ⅳ 硫酸鉛
 七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇％以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一％以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。
 七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤
 七十七の四 一―(四―ニトロフェニル)―Ⅲ―(三―ピリジルメチル)ウレア及びこれを含有する製剤
 七十八 二硫化炭素を含有する製剤
 七十八の二 ノニルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフエノール一％以下を含有するものを除く。
 七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。
 ⅲ バリウムⅡⅣ―(五―クロロ―Ⅳ―メチル―Ⅱ―スルホナトフェニルアゾ)―Ⅲ―ヒドロキシ―Ⅱ―ナフトアート
 ⅲ 硫酸バリウム
 八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。
 八十の二 N・N、―ビス(二―アミノエチル)エタン―Ⅰ・二―ジアミン及びこれを含有する製剤
 八十の三 ビス(二―エチルヘキシル)Ⅱ水素Ⅱホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(二―エチルヘキシル)Ⅱ水素Ⅱホスファート二％以下を含有するものを除く。
 八十の四 S・S―ビス(一―メチルプロピル)Ⅱ〇―エチルⅡホスホロジチオアート(別名カスサホス)―Ⅰ〇％以下を含有する製剤。ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル)Ⅱ〇―エチルⅡホスホロジチオアート三％以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の五 ヒドラジン一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、ヒドラジン一水和物三〇％以下を含有するものを除く。
 八十の六 ヒドロキシエチルヒドラジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 八十の七 二―ヒドロキシ―Ⅳ―メチルチオ酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、二―ヒドロキシ―Ⅳ―メチルチオ酢酸〇・五％以下を含有するものを除く。
 八十一 ヒドロキシルアミンを含有する製剤
 八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤
 八十二の二 一―ビニル―Ⅱ―ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一―ビニル―Ⅱ―ピロリドン一〇％以下を含有するものを除く。
 八十三 二―(三―ピリジル)―Ⅰ―ペリジン(別名アナバシン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 八十三の二 ピロカテコール及びこれを含有する製剤
 八十三の三 二―(フェニルバラクロルフエニルアセチル)―Ⅰ・三―インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二―(フェニルバラクロルフエニルアセチル)―Ⅰ・三―インダンジオン〇・〇二五％以下を含有するものを除く。
 八十四 フェニレンジアミン及びその塩類
 八十五 フェノールを含有する製剤。ただし、フェノール五％以下を含有するものを除く。
 八十五の二 一―ト―ブチル―Ⅲ―(二・六―ジソプロピル―Ⅳ―フェノキシフェニル)チオウレア(別名ジアフェンチウロン)及びこれを含有する製剤
 八十五の三 ブチルⅡ二・三―ジヒドロ―Ⅱ・二―ジメチルベンゾフラン―Ⅶ―イルⅡN・N、―ジメチル―N・N、―チオジカルパマート(別名フラチオカルブ) 五％以下を含有する製剤
 八十五の四 ーブチルⅡ(E)―Ⅳ―(一・三―ジメチル―Ⅴ―フェノキシ―Ⅳ―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)―Ⅱ―(一・三―ジメチル―Ⅴ―フェノキシ―Ⅳ―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)―Ⅱ―(一・三―ジメチル―Ⅴ―フェノキシ―Ⅳ―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)―Ⅱ―(一・三―ジメチル―Ⅴ―フェノキシ―Ⅳ―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル) 五％以下を含有するものを除く。

八十五の五 ブチル(トリクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤
 八十五の六 N―ブチルピロリジン
 八十五の七 二―セカンダリ―ブチルフェノール及びこれを含有する製剤
 八十五の八 二―ターシャリ―ブチルフェノール及びこれを含有する製剤
 八十五の九 二―ト―ブチル―Ⅴ―(四―ト―ブチルベンジルチオ)―Ⅳ―クロロピリダジン―Ⅲ―(二H)―Ⅰ―オン及びこれを含有する製剤
 八十五の十 ブチル―S―ベンジル―S―エチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 八十五の十一 N―(四―ト―ブチルベンジル)―Ⅳ―クロロ―Ⅲ―エチル―Ⅰ―メチルピラゾール―Ⅴ―カルボキサミド(別名テブフェンピラド)及びこれを含有する製剤
 八十五の十二 二―ト―ブチル―Ⅴ―メチルフェノール及びこれを含有する製剤
 八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
 八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六％以下を含有するものを除く。
 八十六 グラストサイジンSを含有する製剤
 八十七 ブラスタサイジンS塩類及びこれを含有する製剤
 八十七の二 ブルシン及びその塩類
 八十七の三 ブロムアセトン及びこれを含有する製剤
 八十八 ブロム水素を含有する製剤
 八十八の二 ブロムメチルを含有する製剤
 八十八の三 一―ブromo―Ⅲ―クロロプロパン及びこれを含有する製剤
 八十八の四 二―(四―ブromoジフルオロメトキシフェニル)―Ⅱ―メチルプロピルⅡ三―フェノキシベンジルⅡエーテル(別名ハルフェンプロックス)及びこれを含有する製剤。ただし、二―(四―ブromoジフルオロメトキシフェニル)―Ⅱ―メチルプロピルⅡ三―フェノキシベンジルⅡエーテル五％以下を含有する徐放性製剤を除く。
 八十九 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)を含有する製剤
 九十一 二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン(別名リンデン)を含有する

製剤。ただし、一・二・三・四・五・六以下を含有するものを除く。

九十一 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)を含有する製剤

九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤

九十一の三 ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸一以下を含有するものを除く。

九十一の四 ヘキサン一・六ジアミン及びこれを含有する製剤

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一以下を含有するものを除く。

九十二の三 ベンゼン一・四ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンジルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンジルクロリド一・〇五以下を含有するものを除く。

九十三 一・四・五・六・七ペンタクロル一三・四・七・七・テトラヒドロ四・七(八・八)ジクロルメタン)ーインデン(別名ヘプタクロル)を含有する製剤

九十四 ペンタクロルフエノール(別名PCP)を含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノール一以下を含有するものを除く。

九十五 ペンタクロルフエノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして一以下を含有するものを除く。

九十五の二 ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸一以下を含有するものを除く。

九十六 硼¹⁰化合物素酸及びその塩類

九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤

九十七 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド一以下を含有するものを除く。

九十八 無水クロム酸を含有する製剤

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水酢酸〇・二以下を含有するものを除く。

九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水マレイン酸一・二以下を含有するものを除く。

九十八の四 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸二五以下を含有するものを除く。

九十八の五 メタバナジウム酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジウム酸アンモニウム〇・〇一以下を含有するものを除く。

九十八の六 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤

九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤

九十八の八 メタンアルソン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンアルソン酸〇・五以下を含有するものを除く。

九十八の九 ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

九十八の十 メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、メチルアミン四〇以下を含有するものを除く。

九十八の十一 メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤

九十八の十二 三ーメチル一五ーイソプロピルフェニルNーメチルカルバメート及びこれを含有する製剤

九十八の十三 メチルエチルケトン

九十九 Nーメチルカルバミル一ニクロロルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、Nーメチルカルバミル一ニクロロルフエノール二・五以下を含有するものを除く。

九十九の二 N、(二ーメチル一四ークロロフェニル)ーN・Nジメチルホルムアミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、N、(二ーメチル一四ークロロフェニル)ーN・Nジメチルホルムアミジンとして三以下を含有するものを除く。

九十九の三 メチルNー(二ー(四ークロロフェニル)ーHーピラゾール一三ーイルオキシメチル)フェニル(一Nーメトキシ)カルバマート(別名ピラクロストロビン)及びこれを含有する製剤。ただし、メチルNー(二ー(四ークロロフェニル)ーHーピラゾール一三ーイルオキシメチル)フェニル(一Nーメトキシ)カルバマート六・八以下を含有するものを除く。

九十九の四 メチルシクロヘキシル一四ークロロフェニルチオホスフェイト一・五以下を含有する製剤

九十九の五 メチルジクロロピニリン酸カルシウムとジメチルジクロロピニルホスフェイトとの錯化合物及びこれを含有する製剤

九十九の六 メチルジチオカルバミン酸亜鉛及びこれを含有する製剤

九十九の七 メチルN、N、(ジメチルNー(メチルカルバモイル)オキシ)ー一チオオキサミイミデート〇・八以下を含有する製剤

九十九の八 Sー(四ーメチルホルホニルオキシフェニル)ーNーメチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤

九十九の九 五ーメチル一・二・四ートリアゾロ(三・四b)ベンゾチアゾール(別名トリシタゾール)及びこれを含有する製剤。ただし、五ーメチル一・二・四ートリアゾロ(三・四b)ベンゾチアゾール八以下を含有するものを除く。

百 Nーメチル一ナフチルカルバメートを含有する製剤。ただし、Nーメチル一ナフチルカルバメート五以下を含有するものを除く。

百の二 NーメチルNー(一ナフチル)ーモノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤

百の三 二ーメチルピフェニル一三ーイルメチル(一RS・二RS)ー(二)Z)ー(二)クロロ一三・三・三ートリフルオロ一プロペニル)ー三・三ージメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤。ただし、二ーメチルピフェニル一三ーイルメチル(二RS・二RS)ー(二)Z)ー(二)クロロ一三・三・三ートリフルオロ一プロペニル)ー三・三ージメチルシクロプロパンカルボキシラート二以下を含有するものを除く。

百の四 Sー(二ーメチル一ーピペリジルカルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、Sー(二ーメチル一ーピペリジルカルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフェイト四・三以下を含有するものを除く。

百の五 三ーメチルフェニルNーメチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、

三ーメチルフェニルNーメチルカルバマート二以下を含有するものを除く。

百の六 二ー(一ーメチルプロピル)ーフェニルNーメチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、二ー(一ーメチルプロピル)ーフェニルNーメチルカルバマート二(マイクロカプセル製剤にあつては、一五)以下を含有するものを除く。

百の七 メチル(四ーブロム一・二・五ージクロロフェニル)ーチオベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤

百の八 四ーメチルベンゼンホルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四ーメチルベンゼンホルホン酸五以下を含有するものを除く。

百の九 メチルホスホン酸ジメチル

百の十 SーメチルNー(メチルカルバモイル)ーオキシ)ーチオアセトイミデート(別名メトミル)四五以下を含有する製剤

百の十一 メチレンビス(二ーチオセミカルバジド)二以下を含有する製剤

百の十二 五ーメトキシN・Nジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十三 一(四ーメトキシフェニル)ピペラジン及びこれを含有する製剤

百の十四 一(四ーメトキシフェニル)ピペラジン一塩酸塩及びこれを含有する製剤

百の十五 一(四ーメトキシフェニル)ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤

百の十六 二ーメトキシ一・三・二ーベンゾジオキサホスホリン一ニスルフィド及びこれを含有する製剤

百の十七 二ーメルカプトエタノール一〇以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二ーメルカプトエタノール〇・一以下を含有するものを除く。

百の十八 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一以下を含有するものを除く。

百の十九 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八以下を含有するものを除く。

百の二十 モノゲルマン及びこれを含有する製剤

この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五十六年八月二五政令第二七号）

1 この政令は、昭和五十六年九月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第三十号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五十七年四月二〇日政令第一二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年三月二九日政令第三五号）

1 この政令は、昭和五十八年四月十日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第四十六号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十八年六月三十日まで、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五十八年二月二日政令第二四六号）

1 この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年

二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五十九年三月一六日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年四月一六日政令第一〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年二月一七日政令第三一三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年八月二九日政令第二八四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一月二二日政令第二二五号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定は、昭和六十二年一月二十日から施行する。

2 第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第一条第十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和六二年一〇月二二日政令第三四五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月三日政令第一八〇号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和六三年六月十日から施行する。

2 第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第二条第一項第七十四号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当

該営業については、昭和六十三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和六三年九月三〇日政令第二八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月一七日政令第四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年二月一七日政令第一六号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包に改正前の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる名称により毒物及び劇物取締法第十二条第二項の規定による表示がなされているものについては、平成二年五月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附則（平成二年九月二二日政令第二七六号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の二、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二号の三、第六号の二から第六号の六まで、第十三号の三及び第十三号の四並びに第二条第一項第一号の二、第七十四号の三及び第九十号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二

月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成三年四月五日政令第一〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月一八日政令第三六九号）

1 この政令は、平成三年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号並びに第二条第一項第一号の四、第十四号の五、第十五号の二、第二十八号の二、第四十号の二、第四十三号の二、第九十一号の二及び第九十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成四年三月二二日政令第三八号）

この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成四年一〇月二二日政令第三四〇号）

この政令は、平成四年十月三十日から施行する。

附則（平成五年三月一九日政令第四一四号）

この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成五年九月二六日政令第二九四号）

（施行期日）

1 この政令は、平成五年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号、第七十

一号の三及び第百号の六の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二十六号の五並びに第二十一条第二号の二、第四号の二、第十七号の二、第二十二号の三、第二十八号の二から第二十八号の四まで及び第二十八号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三十三条第七号及び第九号の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成六年三月一八日政令第五三三号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の四、第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年九月一九日政令第二九六号)

この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条第二十三号並びに第二条第一項第十号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年四月一四日政令第一八三三号)

1 この政令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十三号の二並びに第二条第一項第二十二号の二、第三十号の二、第五十号の四及び第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三十三条、第七号及び第九号の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第十二条第五項において準用す

る場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成七年九月二二日政令第三三八号)

この政令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年十一月一七日政令第三九〇号)

1 この政令は、平成七年十二月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の五及び第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成八年三月二五日政令第三九二号)

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号、第三十二号、第三十七号の三及び第八十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三十三条、第七号及び第九号の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成八年十一月二二日政令第三二二号)

1 (施行期日) この政令は、平成八年十二月一日から施行する。ただし、第一条第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前にした改正後の第二条第一項第九十九号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成九年三月二四日政令第五九七号)

この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年五月二五日政令第一七二七号)

1 この政令は、平成十年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号及び第二十六号の二並びに第二条第一項第二十八号の五、第二十八号の六及び第五十五号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三十三条、第七号及び第九号の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成一〇年十一月二四日政令第四〇五号)

1 この政令は、平成十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三十三条、第七号及び第九号の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成一一年九月二九日政令第二九三三号)

1 この政令は、平成十一年十月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の二及び第十二号の二並びに第二条第一項第八十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三十三条、第七号及び第九号の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成一二年四月二八日政令第二一三三号)

1 この政令は、平成十二年五月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の四、第十五号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二条第一項第二十八号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、

平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成十二年九月二日政令第四二七号）

この政令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年六月二九日政令第二二七号）

この政令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年三月二五日政令第六三三号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十四号の二及び第二十八号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成十四年一月二七日政令第三四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月一七日政令第四三三号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成十七年三月二四日政令第六五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年四月二日政令第一七六号）

この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年五月一日から施行する）

1 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第二条第一項第三十号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）以下同じ。の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前にした新令第二条第一項第三十号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この政令の施行の際現に新令第二条第一項第七十二号の二、第八十五号の九及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

5 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成十九年八月二五日政令第二六三三号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第七十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並びに第二条第一項第四号の四、第十四号の二及び第七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十九年十一月三十日まで、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二〇年六月二〇日政令第一九九号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の十一及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第二号の三、第十号の三及び第二十六号の十並びに第二条第一項第一号の五、第一号の六、第五十号の二及び第八十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二二年四月八日政令第二二〇号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十二年四月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の二並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第七十一号の六及び第九十号の十一から第九十号の十三までに掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二二年二月一五日政令第二四二二号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十三年一〇月一四日政令第三一七号）

1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第九号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十四年九月二〇日政令第二四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年九月二一日政令第二四五号）

1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二条第一項第三十二号（八）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び

劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七條及び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十五年六月二八日政令第二〇八号）

1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十六年六月二五日政令第二二七号）

1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第

二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十七年六月一九日政令第二五一号）

1 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十七年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十八年七月二日政令第二五五号）

1 この政令は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、ニメルカプトエタノール一〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の

十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、ニメルカプトエタノール一〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）による改正後の同号の規定の適用については、同号中「ニメルカプトエタノール一〇％以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、ニメルカプトエタノール一〇・一％以下」とする。

附則（平成二十九年六月一四日政令第一六〇号）

1 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第三号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

2 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十九年六月一四日政令第一六〇号）

1 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第三号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

2 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十九年六月一四日政令第一六〇号）

1 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第三号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間における第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二%以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現に二ターシャリブチルフェノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 二ターシャリブチルフェノール及びこれを含有する製剤であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。)及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤(容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。)であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤(容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。)に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成三〇年六月二十九日政令第一九七号)

1 (施行期日) この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十四号の四、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第九十八号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則(平成三〇年二月二十九日政令第三四二号)

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第九十号の七及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則(令和元年六月二十九日政令第三一七号)

1 (施行期日) この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定(「製剤」の下に「。ただし、二一(ジメチルアミン)エチルメタクリレート六・四%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。)及び同項第

六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則(令和二年六月二十四日政令第二〇三三号)

1 (施行期日) この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の四、第九十八号の八、第九十二号の四及び第九十二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

附則(令和四年一月二十八日政令第三六三号)

1 (施行期日) この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第九号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。)及び第二項の規定は、適用しない。

第三条 毒物除外物(この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物(この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。))をいう。次条において同じ。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(令和五年五月二十六日政令第一九三三号)

1 (施行期日) この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の二ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和五年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和五年八月三十一日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (令和六年五月二九日政令第一九六号)

(施行期日)

1 この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号ただし書及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第二十八号の十五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和六年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和六年八月三十一日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。